

# 「マイナ免許証と免許証の両方」または 「マイナ免許証のみ」をご希望の方へ

マイナ免許証の取得後※に、マイナンバーカードを

※ マイナンバーカードに免許情報が既に記録されていることが前提

- ・ 有効期間満了日までが3か月未満
- ・ カード券面の追記欄の余白がなくなる



を理由に更新する場合、新カードに免許情報を引継ぐためには、

下記 STEP 1~3 の全条件を満たす必要があります。(令和7年9月1日運用開始)

**STEP 1** あらかじめ警察に、署名用電子証明書を提出※する。

※ 免許窓口で警察の端末に暗証番号を入力

**STEP 2** 個人番号カードオンライン申請サイトから、マイナンバーカードの交付申請を行う。

**STEP 3** **STEP 2** で、マイナンバーカードの交付申請をする際、引き続き署名用電子証明書の発行を希望する。

## 【注意点】

交付申請が下記の理由等では、免許情報は引継がれません！

- ・ 紛失、破損、失効(有効期限切れ)等での申請
- ・ 郵送、市区町村窓口、証明写真機、特急発行での申請



マイナ免許証取得



STEP1~3  
条件達成

マイナンバーカード更新



免許情報



皆さん  
のお手元



免許情報が引継がれなかった場合、免許情報が記録されていないマイナンバーカードでは、免許更新等の手続はできません。再記録の手続については、埼玉県警察ホームページをご覧ください。

埼玉県警察

